



平成 21 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名：株式会社ゴルフパートナー  
（コード：3074 東証マザーズ）  
代表者名：代表取締役社長 石田 純哉  
問合せ先：取締役副社長兼執行役員  
コーポレート本部長 紫関 修  
（TEL：03-6667-8222）

## ゼビオ株式会社による株式会社ゴルフパートナーの 株式交換による完全子会社化に関する契約締結のお知らせ

株式会社ゴルフパートナー（以下、「ゴルフパートナー」といいます。）とゼビオ株式会社（以下、「ゼビオ」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、ゼビオがゴルフパートナーを完全子会社とする株式交換契約（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、株式交換契約書を締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、ゴルフパートナーは、本株式交換の実施に伴い、東京証券取引所において上場廃止になる予定です。

### 記

#### 1. 株式交換の目的等

##### （1）株式交換による完全子会社化の目的

ゴルフパートナーは、「全てのゴルファーにとって唯一の存在を目指す」を経営理念として掲げ、新品・中古ゴルフクラブの買取・販売事業を柱に、新しいゴルフ市場の創造とビジネスモデルの構築を行ってまいりました。直営とフランチャイズ形態により積極的な店舗展開を行うとともに、平成 19 年 3 月の株式上場後は、ゴルフ練習場事業や e コマース事業といった新規事業にも積極的に取り組み、ゴルフ業界に新しい価値観の構築を目指してまいりました。

また、ゴルフ業界においては、ゴルフプレーヤーの低価格化や若手プロゴルファーの活躍等により若年層や女性からの関心が高まり、ゴルフがより身近なスポーツとして定着してきました。一方で、将来的には団塊世代のゴルファーがゴルフプレーからリタイアしていくといった、大きな転換期を迎えることとなります。

こうした事業環境の中、ゴルフパートナーは、今後のゴルフ市場の発展と事業の拡大を見据え、ゼビオと資本及び業務提携について協議を重ねてまいりました。その結果両社は、ゴルフパートナーがゼビオの子会社となることで両社の連携を強化し、各々の有する経営ノウハウや経営資源等を相互に補完・有効活用することが企業の持続的成長と事業基盤の強化にとって最善であると判断いたしました。これを受け、ゼビオは、ゴルフパートナーの連結子会社化を目的として、平成 20 年 9 月 17 日から平成 20 年 10 月 22 日まで、ゴルフパートナー株式及び新株予約権の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

その結果、本公開買付けに対して多くの株主様にご賛同を頂き、ゼビオはゴルフパートナー株式 39,363 株（発行済株式総数に対する所有割合 95.47%）を保有することになりました。これに伴い、ゴルフパートナーは東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触する恐れが大きいため、ゴルフパートナーの少数株主の利益を保護するとともに、今後のグループシナジーを円滑に進めるという観点から、両社はゴルフパートナーがゼビオの完全子会社となるのが最善の方法であると判断いたしました。

た。

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生に先んじて、ゴルフパートナーの株式は平成 21 年 3 月 26 日付で上場廃止（最終売買日は平成 21 年 3 月 25 日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所において、ゴルフパートナーの株式を取引することはできません。

また、本株式交換の対価としてゴルフパートナーの株主様に割り当てられるゼビオの普通株式は、東京証券取引所に上場されておりますので、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

(3) 公正性を担保するための措置

本株式交換によりゴルフパートナーの完全親会社となるゼビオが、前述のとおりゴルフパートナーの総株主の議決権の 95.47%を保有していることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、ゴルフパートナーとゼビオは、後記 2.(3)でご説明いたしますとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。

両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

なお、両社共に第三者機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

該当事項はありません。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会	平成 21 年 2 月 9 日（月）
株式交換契約締結	平成 21 年 2 月 9 日（月）
上場廃止日（ゴルフパートナー）	平成 21 年 3 月 26 日（木）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 21 年 4 月 1 日（水）（予定）

（注1）本株式交換は、会社法第 784 条 1 項の規定に基づき、ゴルフパートナーについては略式株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ないで行う予定です。

（注2）同様に、会社法第 796 条 3 項の規定に基づき、ゼビオについては簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ないで行う予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	ゼビオ株式会社 （株式交換完全親会社）	株式会社ゴルフパートナー （株式交換完全子会社）
株式交換に係る 割当ての内容	1	100.00

（注1）ゴルフパートナーの株式 1 株に対して、ゼビオの自己株式 100 株を割当て交付いたします。ただし、ゼビオが保有するゴルフパートナーの株式 39,363 株については、株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2）株式交換により割当て交付するゼビオの自己株式の数については、ゴルフパートナーによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### (3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### 算定の基礎

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定の公正性を期すため、ゴルフパートナーは株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」といいます。)を、ゼビオは株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」といいます。)を、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として任命し、それぞれ株式交換比率の算定を依頼いたしました。

ゴルフパートナー及びゼビオは、各第三者算定機関による算定結果を踏まえ、両社株式がともに上場されていること、本公開買付けにおける株券の買付け等の価格が170,731円であったこと、少数株主保護及び株主平等の原則等を総合的に勘案し、交渉及び協議を重ねた結果、平成21年2月9日に開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を合意・決定し、同日、両社間で株式交換契約書を締結いたしました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更されることがあります。

#### 算定の経緯

##### (a) 第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得について

ゴルフパートナー及びゼビオは、株式交換比率の公平性を担保するために、それぞれ第三者算定機関であるブルータス及び三井住友銀行に株式交換比率のレンジの算定を依頼し、それぞれ「株式交換比率算定書」を取得しております。

##### (b) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

ブルータスは、ゴルフパートナー及びゼビオのそれぞれについて、市場株価平均法、妥当性のあるゴルフパートナー及びゼビオに関する将来の収益予測及び事業投資等の計画に基づいたDCF法を用いてゴルフパートナー及びゼビオの普通株式における価値分析を行いました。ブルータスが、それぞれの手法を用いて分析したゴルフパートナー及びゼビオの普通株式1株あたりの価値の範囲は以下の通りです。

評価方法	ゼビオ	ゴルフパートナー
市場株価平均法	1	89.69 ~ 100.13
DCF法	1	70.90 ~ 101.61

市場株価平均法では、ゼビオ、ゴルフパートナー共に平成21年2月6日を基準日として、東京証券取引所におけるゴルフパートナー及びゼビオの普通株式の、当日における終値及び過去1ヶ月、3ヶ月の終値の平均を元に、1株あたりの普通株式の価値の範囲を、ゴルフパートナーは154,000円から158,847円まで、ゼビオは1,538円から1,771円までと分析いたしました。

DCF法では、ゼビオ、ゴルフパートナーの各社の将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素を前提とし、各社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1株あたりの普通株式の価値の範囲を、ゴルフパートナーは169,949円から193,497円まで、ゼビオは1,904円から2,397円までと分析いたしました。

一方、三井住友銀行は、ゼビオについては、市場株価平均法、三井住友銀行が妥当性を確認した、シナジー効果を勘案したゼビオに関する将来の収益予測及び事業投資等の計画に基づいたDCF法を用いてゼビオの普通株式における価値分析を行いました。

三井住友銀行が、それぞれの手法を用いて分析したゼビオの普通株式1株あたりの価値の範囲は以下の通りです。

ゼビオ 評価方法	ゴルフパートナー 評価方法	交換比率 算定結果
市場株価平均法	公開買付価格	1 : 91.15 ~ 106.97
DCF 法	公開買付価格	1 : 68.98 ~ 101.08

市場株価平均法では、平成 21 年 2 月 5 日を基準日として、東京証券取引所におけるゼビオ普通株式の、過去、第 3 四半期決算短信発表後、公開買付開始公告後、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の終値の平均を元に、1 株あたりの普通株式の価値の範囲を 1,596 円から 1,873 円までと分析いたしました。

DCF 法では、ゼビオの将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素を前提とし、ゼビオが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1 株あたりの普通株式の価値の範囲を 1,689 円から 2,475 円までと分析いたしました。

また、三井住友銀行は、ゴルフパートナー株式の株式価値算定にあたっては、以下に記す事項等を総合的に勘案し、公開買付価格に関する分析時点での想定・評価を超えてゴルフパートナー株式価値に影響を及ぼす特段の事実はないものと判断し、ゴルフパートナー株式価値は、公開買付価格と同一の 170,731 円といたしました。

- ・ 平成 20 年 9 月 16 日から平成 20 年 10 月 22 日までの期間に実施した公開買付から今回の算定期間が比較的短いこと。
- ・ 公開買付の買付価格の算定の基礎とされていなかった、ゴルフパートナーの財産状態または経営状態に重大な影響を及ぼす事象が生じてないこと。
- ・ 公開買付の買付価格の算定を行った時点以降において、ゴルフパートナーの財産状態または経営成績に重大な影響を及ぼす事象が生じてないこと。
- ・ ゴルフパートナーの普通株式の市場株価動向。

#### (c) 株式交換比率の決定経緯について

ゴルフパートナーはプルータスによる株式交換比率の算定結果を参考に、ゼビオは三井住友銀行による株式交換比率の算定結果を参考に、またそれぞれ両社の財務状況、業績動向等を勘案し、両社協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であること及び両社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、合意いたしました。

#### 算定機関との関係

算定機関であるプルータスは、ゴルフパートナーの関連当事者には該当いたしません。また、三井住友銀行は、ゼビオの関連当事者には該当いたしません。

- (4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
該当事項はありません。

### 3. 株式交換当事会社の概要

(1)	商号	ゼビオ株式会社 (完全親会社)	株式会社ゴルフパートナー (完全子会社)
(2)	事業内容	スポーツ用品・用具、紳士、婦人、子供服の販売	ゴルフ用品の買取り・販売(直営事業、フランチャイズ事業)
(3)	設立年月日	昭和48年7月5日	平成11年6月30日
(4)	本店所在地	福島県郡山市	東京都中央区
(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 諸橋 友良	代表取締役社長 石田 純哉
(6)	資本金	15,935百万円	673百万円
(7)	発行済株式数	47,911,023株	41,232株
(8)	純資産	89,501百万円(連結)	1,276百万円(単体)
(9)	総資産	150,230百万円(連結)	4,568百万円(単体)
(10)	決算期	3月31日	5月31日
(11)	従業員数	1,410名(連結)	211名(単体)
(12)	主要取引先	アディダスジャパン(株) ナイキジャパン(株) ブリヂストンスポーツ(株) (株)ダンロップスポーツ (株)アシックス その他	朝日ゴルフ用品(株) (株)千代田 キャロウェイゴルフ(株) (株)ゴルフプラザセブンツー (株)ブリヂストンスポーツ東日本 その他
(13)	大株主及び持株比率	(有)サンビック 17.2% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 9.7% (財)諸橋近代美術館 9.4% (有)ティー・ティー・シー 8.6% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 6.5%	ゼビオ株式会社 95.4% 三菱UFJ証券株式会社 1.7% クレディスイスインターナショナル(常任代理人シティバンク銀行株式会社) 0.5% ユービーエスエイジーロンドンアジアエクイティーズ(常任代理人UBS証券会社) 0.2% 丹治正人 0.2%
(14)	主要取引銀行	(株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)福島銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)三菱UFJ信託銀行
(15)	当事会社間の関係等	資本関係	ゼビオは、ゴルフパートナーの発行済株式総数の95.47%を保有いたしております。 (平成21年2月9日現在)
		人的関係	該当事項はありません。

	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	平成20年9月17日から平成20年10月22日までの間、ゼビオがゴルフパートナー株式の公開買付けを実施した結果、ゴルフパートナーはゼビオの平成21年3月期から連結子会社になります。

(16) 最近3年間の業績

(単位:百万円)	ゼビオ株式会社 (完全親会社)(連結)			株式会社ゴルフパートナー (完全子会社)(単体)		
	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成18年 5月期	平成19年 5月期	平成20年 5月期
売上高	121,048	132,227	144,515	8,561	9,848	11,488
営業利益	10,239	10,167	11,253	294	403	328
経常利益	11,112	11,495	12,637	255	306	328
当期純利益	6,996	7,288	8,342	10	143	175
1株当たり当期純利益(円)	228.18	159.13	182.11	274.20	3,776.03	4,274.63
1株当たり配当金(円)	30.00	30.00	30.00	-	-	-
1株当たり純資産(円)	2,387.14	1,716.02	1,864.17	17,786.24	24,482.99	28,720.86

(注)(11)のゼビオ従業員数は、平成20年10月30日付で子会社となったゴルフパートナーの従業員を含む従業員数です。

4. 株式交換後の状況

(1) 商号	ゼビオ株式会社
(2) 事業内容	スポーツ用品・用具、紳士、婦人、子供服の販売
(3) 本店所在地	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 諸橋 友良
(5) 資本金	15,935百万円
(6) 純資産	89,501百万円(連結・平成20年12月31日現在)
(7) 総資産	150,230百万円(連結・平成20年12月31日現在)
(8) 決算期	3月31日

(9) 会計処理の概要

企業統合の会計上の分類は少数株主との取引に該当する見込みです。

また、本株式交換により、のれんが発生する見込みであります。こののれんについては15年間で均等償却いたします。

(10) 今後の見通し

ゼビオの平成21年3月期の連結業績に与える影響につきましては軽微であります。

また、来年度業績計画につきましては、現在精査中であり、5月中旬に予定しております決算発表の中で開示いたします。

以 上